

## 不動産の次順位買受申込者について

### 1 次順位買受申込者とは

次順位買受申込者とは、入札形式で行う不動産などの公売において、落札者(最高価申込者)が買受代金を納付しなかった場合などに、公売物件を買い受けることができる入札者のことです。

(1) 津市は最高価申込者決定後、以下の条件をすべて満たす入札者を次順位買受申込者として決定します。

ア 最高価申込者の入札価格に次ぐ高い価額で入札していること。

イ 入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金を差引いた金額以上であること。

ウ 入札時に次順位買受申し込みを行っていること。

上記の条件をすべて満たす入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)により次順位買受申込者を決定します。

※ 上記条件を満たす入札者がひとりもない場合は、次順位買受申込者の決定は行いません。

(2) 次順位買受申込者が公売物件を買い受けることができない場合、当該次順位買受申込者が納付した公売保証金は返還いたします。ただし、返還まで入札期間終了後6週間程度かかる場合があります。

### 2 次順位買受申込者への申込手続き

(1) 次順位買受申込者となることを希望する場合、入札時に表示される「入札内容の確認」画面の「次順位買受申し込み」欄で「申し込む」を選択してください。

(2) 申し込みの際の注意事項

※ この申し込みは取消できません。

※ これ以外に次順位買受申し込みの機会はありません。

※ 共同入札の場合は、代表者が入札される場合に、同様に申し込みを行ってください。

### 3 次順位買受申込者の決定

(1) 開札後、津市が1(1)の条件に当てはまる入札者を次順位買受申込者と決定します。津市は、次順位買受申込者へメール送信し、その物件の売却区分番号、納付方法などをお知らせします。

※ このメールは入札終了日に送信します。入札したログインIDでログインした公売物件詳細情報画面に「次順位買受申込者となりました」と表示されているにもかかわらず、電子メールが届かない場合には、津市収税課までご連絡ください。

(2) 津市収税課に電話してください。職員に売却区分番号、納付方法、住所、氏名、電話番号などを連絡してください。

### 4 次順位買受申込者への売却決定

(1) 津市は、落札者(最高価申込者)が買受代金納付期限までに納付をしなかった場合、次順位買受申込者に売却決定を行います。売却決定された次順位買受申込者は、その物件を買い受けることができます。

(2) 次順位買受申込者の方には、落札者(最高価申込者)の買受代金納付期限日に、津市から売却決定をした、もしくはしなかったことを連絡します。

※ 売却決定されなかった次順位買受申込者が納付した公売保証金は、返還いたします。ただし、返還まで入札期間終了後6週間程度かかる場合があります。

(3) 売却決定された次順位買受申込者は、物件詳細画面に表示されている「売却決定された次順位買受申込者の代金納付期限」を確認し、表示されている期限までに買受代金を納付してください。(通常この期限は、次順位買受申込者へ売却決定された日から起算して21日を経過した日となります。)

※ 「売却決定された次順位買受申込者の買受代金納付期限」までに、津市が買受代金の納付を確認できない場合などには、その次順位買受申込者が納付した公売保証金は没収となります。

(4) 売却決定された次順位買受申込者は公売物件を買い受けるのに必要な書類を「売却決定された次順位買受申込者の代金納付期限」までに津市収税課へ提出してください。

(5) 買受代金納付や必要書類提出などの手続きの詳細は、「落札後の手続き」をご覧ください。